

預かり保育（そら組）について（令和6年4月から）

預かり保育は、通常保育終了後ご家庭の事情で時間外にお子様を特別に保育するもので、利用される方は次の条件をご確認いただきご協力をお願いします。

- 1 主に働いている保護者の方が利用できます。
- 2 ご家族の入院など緊急の場合も利用できます。
- 3 原則として当日申請はお受けできません。

*預かり保育をお引き受けする条件は上記1、2、3に該当する場合がありますが、上記条件に該当しても、園児の状態(病気等)によってはお引き受けできない場合もありますので、その都度ご相談ください。

***満3歳児の預かり保育は子育て支援の一環として行いますが、主として保護者がお仕事をされていて、家庭での保育が難しい場合とさせていただきます。**

(1) 実施日と時間

園だよりでお知らせしている日（平常日・長期休業中）

通常の預かり保育は、保育終了後から午後5時まで

*早朝預かり保育…午前7時30分から午前8時30分まで

*延長預かり保育…午後5時から午後6時まで

(2) 対象児

きく組、さくら組、ゆり組の在園児、また、令和6年度よりすみれ組も預かり保育をいたします。すみれ組は、「就労確認書」を提出していただきます。

***新入園児、きく組は入園式翌日（平常日）からの開始となります。**

***すみれ組は、入園日翌日から様子を見ながら行います。（慣らし期間を設けます。）**

(3) 預かり保育申し込みについて

① 年少児以上の場合

「新2号の認定を受けられている方」と「新2号認定者以外の方」では申し込み方法や料金、集金方法が変わります。

*新2号とは、「無償化申請書」の提出後、両親の仕事等で市(町)から保育が必要であると認定された園児をいいます。

新2号認定の方	新2号認定以外の方
① 預かりを希望される <u>前月の25日までに</u> 希望日を記入し、担任へ提出してください。	① 預かり保育を <u>希望する日の前日まで</u> （できるだけ早く）に、「申込書」に記入して担任へ提出し、許可を受けてください。
② 「申込書」は園にありますので、必要な方はお申し出ください。	② 「申込書」は園にありますので、必要な方はお申し出ください。
③ 長期休業中（春、夏、冬休み）の申し込みも平常日と同じです。	③ 長期休業中（春、夏、冬休み）の申し込みは別紙申込書になります。 (集金の都合上申込締切日を設けています)

② 満3歳児の場合

誕生月から1号認定を受けることができますので、保育料無償化の対象となりますが、預かり保育の補助(無償化)を受けられるのは非課税世帯の方のみとなります。

(注) 緊急連絡先(必ず連絡が取れるところ)とお迎えに来る人、お迎えの時間などを明確にしておいてください。

(4) 料 金

新2号認定の方	新2号認定以外の方
<p>① 認定を受けている方は1日につき預かり保育料の400円が補助され無償化になります。1日400円を超える場合その超過分はいただきます。(例:早朝、延長預かりを合わせて利用の場合) *1日の補助上限額は450円、1か月の補助上限額は11,300円です。</p> <p>② おやつ代は1か月分を実費でいただきます。(1回50円) 長期休業中のおやつ代は1回100円いただきます。</p>	<p>① 平常保育日について(1日あたり) 450円(内50円はおやつ代)</p>
	<p>② 長期休業中(春季、夏季、冬季)(1日あたり) ㊦4時間未満…450円(内50円はおやつ代) ㊧4時間以上…900円(内100円はおやつ代) ㊨または㊩×利用した日数=預かり保育料</p>
	<p>③ 早朝預かり保育及び延長預かり保育について(1日当たり) 早朝預かり保育(7:30~8:30)…100円 延長預かり保育(17:00~18:00)…100円</p>

*満3歳児は、非課税の方は「新2号認定の方」と同じ料金体制です。そのほかの方は、「新2号認定以外の方」と同じ料金体制です。

(注)「預かり保育の無償化」に伴い従来の月額料金での集金は行いません。

(5) 集金方法

新2号認定の方(倉敷市)	新2号認定以外の方
<p>① 平常日のおやつ代及び、超過料金のある場合は、翌月の預かり保育料集金日に現金で集金させていただきます。</p>	<p>① 平常日の預かり保育料は、翌月の預かり保育料集金日に現金で集金させていただきます。</p>
<p>② 長期休業中のおやつ代は、夏季・冬季休業中…利用した翌月に集金、春季休業中…3月分は3月に集金、4月分は5月に集金させていただきます。</p>	<p>② 長期休業中の預かり保育料は、夏季・冬季休業中…利用した翌月に集金、春季休業中…3月分は3月に集金、4月分は5月に集金させていただきます。</p>

* 保育料集金方法は、市(町)により異なります。

(6) その他

預かり保育の無償化(新2号認定)を希望される方は、翌年度分は1月末までに「無償化申請書」を提出してください。(認定には、市(町)の基準があります。)

また、年度途中においてもその都度申請ができますので、幼稚園までご相談ください。